

大阪市景観読本

令和4年3月

大阪市

本書のねらい

本書は、「Ⅰ章 建築物・工作物の景観形成」「Ⅱ章 屋外広告物の景観形成」「Ⅲ章 景観重要公共施設の景観指針」「Ⅳ章 地域の景観まちづくりの進め方」「Ⅴ章 大規模面的整備検討による景観誘導」「Ⅵ章 夜間景観ガイドライン」「Ⅶ章 デジタルサイネージガイドライン」の7つの章からなります。

Ⅰ、Ⅱ章では、建築物の建築、工作物の建設、屋外広告物の設置等を計画される設計者や事業者の皆様のために、景観法、大阪市景観計画及び大阪市都市景観条例等に基づく協議・届出の手続き等について解説したものです。大阪市景観計画では、届出の対象となる一定の行為とともに、配慮・遵守すべき景観形成方針や景観形成基準を定めています。本書では、景観形成方針及び景観形成基準に沿って計画・設計を進めるための手順をできるだけ具体的にお示ししています。

また、景観形成に際して前提とすべき敷地の特性や周辺景観の読み解き方をはじめ、それらの特性に沿った景観配慮のための具体的な工夫の例についても紹介しています。これらの内容は、大阪市景観計画において定められた届出対象行為以外の行為を行う際にも参照いただくことにより、より良い景観形成につながるものと考えます。なお、夜間景観に関する解説については、Ⅵ章を参照ください。

Ⅲ章では、景観重要公共施設に指定された公共施設の整備等を行う管理者や、公共施設を占有する物件等について計画される事業者の皆様のために、景観上配慮すべき視点をまとめています。本章を参考に、公共施設自体のみならず、周辺のまちなみと調和した良好な景観形成を検討してください。

Ⅳ章においては、良好な景観形成を主たる目的としたまちづくりに取り組むことを考えている地域団体等の関係者向けに、景観まちづくりの進め方や、ルールの実効性を高めるために活用いただくことができる各種制度を紹介しています。

Ⅴ章においては、大規模な面的整備を計画される設計者や事業者の皆様のために、対象行為や手続きのフロー等について、具体的にお示ししています。視点場の考え方などを参考に検討書を作成してください。より計画の初期の段階からの協議において、景観計画区域の各方針や地域性の考慮などの景観上の配慮をしていただくことで、良好な都市景観の形成につながるものと考えます。

Ⅵ章においては、質の高い魅力的な夜間景観を形成する建築物、工作物、屋外広告物の設置等を計画される設計者や事業者の方をはじめ、夜間景観形成に興味や関心をお持ちの市民の方を対象に、景観計画における夜間景観形成に係わる内容の解説や具体的な照明手法等の解説とともに、届出の対象にとどまらず、良好な夜間景観づくりのための工夫例等を紹介するガイドラインを示しています。なお、本ガイドラインは、官民協同による光のまちづくりを推進する光のまちづくり推進委員会が作成した技術指針等、同委員会の活動内容を踏まえたものとします。

Ⅶ章においては、「重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱」に基づくデジタルサイネージの設置に関する誘導方針や要綱に規定されている基準について、解説や良好な事例等をお示ししています。本ガイドラインを効果的に運用することで協議手続きを円滑に進めたいと考えています。

なお、大阪市でこれまでに定めてきた景観に関わる各種のガイドライン等については、内容を精査したうえで、本書に引き継いでいます。

大阪の景観を魅力的なものにするためそれぞれの場面に合わせ、ぜひとも本書を活用してください。

目次

I

建築物・工作物の 景観形成

1 届出制度の概要	i-2
(1) 景観計画区域と届出対象行為について	i-2
(2) 届出手続きのフロー	i-9
2 景観形成の手順	i-10
3 景観計画区域内の景観形成方針及び建築物・工作物の景観形成基準と解説	i-36
(1) 景観計画区域内の景観形成方針及び建築物・工作物の景観形成基準一覧	i-36
(2) 景観形成基準の解説	i-82
(3) 典型的な敷地・建築条件における景観形成の例	i-117
4 メディアファサード等の取扱いについて	i-132
(1) 協議対象行為と協議対象区域について	i-132
(2) 協議の基準について	i-133
(3) 協議手続きフローについて	i-135

II

屋外広告物の 景観形成

1 届出制度の概要	ii-2
(1) 屋外広告物の種類と協議・届出の対象	ii-2
(2) 届出手続きのフロー	ii-4
2 景観形成の基本的な視点	ii-5
(1) 屋外広告物に関する基本方針	ii-5
(2) 基本的な視点	ii-6
3 屋外広告物基準と解説	ii-7
(1) 屋外広告物基準一覧	ii-7
(2) 屋外広告物基準の解説	ii-21

III

景観重要 公共施設 の景観指針

1 景観重要公共施設の概要	iii-2
(1) 景観重要公共施設の位置	iii-2
(2) 整備の手続き	iii-3
(3) 占用等の許可の手続き	iii-5
2 公共施設の景観形成の基本的な視点	iii-9

IV

地域の 景観まちづくり の進め方

1 地域の景観まちづくりの進め方のヒント	iv-2
2 地域ルールの実効性の担保	iv-9

V

大規模面的整備 検討による 景観誘導

1 制度の概要	v-2
(1) 対象行為について	v-2
(2) 手続きのフロー	v-2
(3) 検討書に記載する事項	v-4
(4) 視点場の考え方	v-5
(5) 近景・中景・遠景とは	v-5

VI

夜間景観 ガイドライン

1 夜間景観ガイドラインの目的と対象	vi-3
(1) 夜間景観ガイドラインの目的	vi-3
(2) 夜間景観ガイドラインの対象	vi-3
2 夜間景観形成の方向	vi-4
(1) 夜間景観の形成の基本的な考え方	vi-4
(2) 大阪らしい「4つのあかり」に基づく夜間景観の形成	vi-4
(3) 大阪を代表する「3つのエリア」における夜間景観形成	vi-6
3 夜間景観形成の手法の解説	vi-7
(1) 夜間景観形成の手順	vi-7
(2) 魅力的な「4つのあかり」を生み出す照明手法等	vi-9
(3) 「3つのエリア」の特性を生かす照明手法等	vi-26

VII

デジタルサイネージ ガイドライン

1 はじめに	vii-4
2 協議対象	vii-5
(1) 協議の対象となるデジタルサイネージ	vii-5
(2) 協議対象地区	vii-6
3 基本方針—景観誘導の考え方	vii-8
4 設置基準	vii-9
(1) 建物低層部に設置する場合	vii-9
(2) 建物中層部に設置する場合	vii-10
5 設置基準の解説	vii-11
(1) 建物低層部	vii-12
(2) 建物中層部	vii-13
(3) コンテンツ作成のポイント	vii-14
(4) デジタルサイネージ設置時チェックシート	vii-27

VII

デジタルサイネージ ガイドライン(続き)

6 協議等手続きについて	vii-32
(1) 必要な提出書類について	vii-32
(2) 内部取扱規定・地域独自の基準の策定について	vii-35
(3) 設置協議	vii-36
(4) 実績報告	vii-37

補章

～資料編～

① 景観計画の概要	ホ-2
② 景観計画 関連例規集	ホ-10
(1) 大阪市都市景観条例	ホ-10
(2) 大阪市都市景観規則	ホ-22
(3) 景観計画区域内における行為の規制等に関する取扱要綱	ホ-29

景観コラム

◎景観資源とは (関西大学環境都市工学部建築学科准教授 橋寺 知子)	i-12
◎営みが紡ぎ出す景観 (京都大学大学院人間・環境学研究科教授 中嶋 節子)	i-13
◎市街地に残る旧集落の面影 (大阪大学大学院工学研究科教授 澤木 昌典)	i-18
◎ベイエリアにおける面的開発による一体的な眺望景観の形成 (大阪大学大学院工学研究科教授 加賀 有津子)	i-33
◎敷き際空間の役割とまちなみの演出 (大阪市立大学大学院工学研究科教授 嘉名 光市)	i-82
◎市街地にうるおいを与える外構設計のエッセンス (大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科教授 下村 泰彦)	i-100
◎ランドマークとなる土木構造物 (近畿大学理工学部社会環境工学科教授 岡田 昌影)	i-103
◎都心・中之島周辺の水辺景観を印象的にデザインする (大阪市立大学大学院工学研究科教授 嘉名 光市)	i-111
◎水都大阪の美観 (大阪府立大学観光産業戦略研究所長／ 大阪市立大学都市研究プラザ客員教授 橋爪 紳也)	iii-10
◎場所の魅力を磨きあげ シビックプライドを育む 夜間景観 ～国際観光都市に求められる現代の夜間景観づくりとは～ (大阪大学大学院非常勤講師 長町 志穂)	vi-38
◎デジタルサイネージが都市景観にもたらす影響について (大阪大学大学院工学研究科准教授 福田 知弘)	vii-16